

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則

昭和50年7月29日

教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市における社会体育の普及のために学校施設（運動場、屋内運動場その他のスポーツ施設に限る。以下同じ。）を学校教育に支障のない範囲で児童、生徒その他一般市民の使用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(学校施設の開放)

第2条 学校施設の開放を利用しようとする者は、当該学校施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす団体として、教育長が別に定める手続により和歌山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の登録（以下この項において「団体」という。）を受けたものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの者が主たる構成員であること。

ア 許可に係る開放学校の通学区域（当該通学区域を含む区域であつて、教育委員会が適当と認める区域を含む。以下この項において単に「通学区域」という。）内に住所を有する者。

イ 通学区域内に存する学校に在学する者

ウ 通学区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(2) 団体の代表者が、通学区域内に住所を有する成人（18歳以上の者をいう。以下同じ。）であること。ただし、団体の代表者が次に掲げる場合にあつては、当該団体の代表者は、成人であることをもって足りる。

ア 団体の代表者が、前号ウに掲げる者のみで組織する団体の代表者である場合

イ やむを得ない事由があると教育委員会が認めるとき。

(3) 社会体育の向上を意図する団体であること。

3 前項の規定にかかわらず、総合型地域スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度において、登録又は認証を受けた団体であつて、当該団体の事務所が本市の区域内に存するもの（当該団体に準ずる団体として教育委員会が認める団体を含む。）に限る。次項において同じ。）又は和歌山市スポーツ少年団に加盟している団体は、第2項の登録を受けた場合においては、第1項の許可を受けることができる。

4 前項の規定により第2項の登録を受けた場合において、教育委員会が、当該団体が総合型地域スポーツクラブ又は和歌山市スポーツ少年団に加盟している団体でないと認めるときは、教育委員会は、当該団体が受けた第2項の登録を取り消すものとする。

(夜間照明設備の使用を伴う学校施設の開放)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、夜間照明設備の使用を伴う学校施設の開放を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有し、本市の区域内に存する学校に在学し、又は本市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する成人である者が許可に係る学校施設の使用の責任者に就いている団体で、社会体育の向上を意図するものとする。

る。

(運営委員会)

第4条 教育委員会は、開放学校ごとに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、教育委員会の指示に基づき、学校施設の開放の円滑な運営にあたるものとする。

3 運営委員会の委員は、別にこれを定める。

(営利を目的とした利用の禁止)

第5条 何人も、営利を目的として学校施設の開放を利用することができない。

(使用者の弁償責任)

第6条 使用者は、開放学校の施設設備をきそん若しくは亡失したときは、弁償の責を負う。

(細則)

第7条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則(昭和52年5月9日)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月1日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月10日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則は、施行日以降に学校施設の開放を利用する者について適用する。